

クリエイティブ産業優遇税制

法人税を計算する際、1.映画、2.アニメーション、3.ハイエンドのテレビ番組、4.子供向けテレビ番組、5.ビデオゲーム、6.舞台芸術、7.オーケストラ、8.博物館・美術館および展覧会のクリエイティブ産業については、製作・開発経費の一部または全額を、課税対象となる所得から追加で控除することができる。全ての優遇措置において研究開発優遇税制との併用はできない。

英国政府：[クリエイティブ産業における法人税上の優遇措置](#)

[英国映画協会：英国のクリエイティブ産業の優遇税制措置](#)

【優遇の対象】

1. 映画、テレビ放映用アニメーション、ハイエンドのテレビ番組、子供向けテレビ番組、ビデオゲームを製作・開発する企業・団体。対象となる作品が、[英国映画協会 \(British Film Institute, BFI\)](#) により“英国作品”としての認定されたものであること（カルチュラルテストと呼ばれる）。

[英国政府：カルチュラルテストについて](#)

2. 舞台芸術、オーケストラ公演を興行する企業・団体。
3. 博物館、美術館、展覧会を運営する企業・団体。

【優遇の条件】

1. 映画に関する免税 (Film Tax Relief: FTR)

- 英国作品として認定、または英国を含んだ公式な共同製作作品であること
- 劇場公開を目的に製作されたこと
- 作品を製作するために直接発生する費用（コア経費）の10%以上を英国内で支出していること

2. アニメーション (Animation Tax Relief: ATR)

- 英国作品として認定、または英国を含んだ公式な共同製作作品であること

- 放送目的（インターネット配信を含む）で製作されたこと
- 作品を製作するために直接発生する費用（コア経費）の51%以上がアニメーション自体を制作するための費用であること
- 総製作費の10%以上を英国内で支出していること
- 別々の作品であっても同時に制作されたものは1つの作品として扱われる

ただし、以下の条件に該当する場合は対象とならない。

- 広告またはプロモーションプログラム
- ニュース、時事問題、またはディスカッションプログラム
- クイズやゲームショー、パネルショー、バラエティショーなどのプログラム
- 競争またはコンテストの要素から成っている
- 演劇や芸術のパフォーマンスを含むライブイベント放送
- 訓練目的のために製作されたもの

3. ハイエンドのテレビ番組（High-end Television Tax Relief: HTR）

- 英国作品として認定、または英国を含んだ公式な共同製作作品であること
- 放送目的（インターネット配信を含む）で製作されたこと
- ドラマ、コメディ、ドキュメンタリーであること
- 総製作費の10%以上を英国内で支出していること
- 作品1時間あたりの平均適格製作費が、1時間あたり100万ポンド以上
- プログラムのスポットの長さは30分以上
- 別々の作品であっても同時に制作されたものは1つの作品として扱われる

ただし、以下の条件に該当する場合は対象とならない。

- 広告またはプロモーションプログラム
- ニュース、時事問題、またはディスカッションプログラム

- クイズやゲームショー、パネルショー、バラエティショーなどのプログラム
- 競争またはコンテストの要素から成っている
- 演劇や芸術のパフォーマンスを含むライブイベント放送
- 訓練目的のために製作されたもの

4. 子供向けテレビ番組（Children's Television Tax Relief: CTR）

- 英国作品として認定、または英国を含んだ公式な共同製作作品であること
- 放送目的（インターネット配信を含む）で製作されたこと
- 子供向けの内容で、特に主となる視聴者を15歳未満に想定していること
- 総製作費の10%以上を英国内で支出していること
- クイズ、ゲームショー、その他のプログラムで競争やコンテストの要素が含まれている場合、賞品の総額は1,000ポンド以下であること
- 別々の作品であっても同時に申請されたものは1つの作品として扱われる

ただし、以下の条件に該当する場合は対象とならない。

- 広告またはプロモーションプログラム
- ニュース、時事問題、またはディスカッションプログラム
- パネルショー、バラエティショーなどのプログラム
- 演劇や芸術のパフォーマンスを含むライブイベント放送
- 訓練目的のために製作されたもの

5. ビデオゲーム（Video Games Development Tax Relief: VGTR）

- 英国作品と認定されもの
- 市場への供給を目的として開発されたこと
- ゲームの設計、製作、試験にかかる経費（コア経費）の25%以上がEEA加盟国内で支出されていること

6. 舞台芸術 (Theatre Tax Relief: TTR)

- バレエ、演劇、オペラ、ミュージカルなど、演目のすべて、あるいは大部分は演者によるリアルでのパフォーマンスで構成されるもの
- 総経費の25%以上を EEA 域内で支出していること
- パフォーマンスは観客または教育目的で演じられなければならない
- 巡業でも一定の場所での公演でも構わない
- カルチュラルテストは不要

7. オーケストラ (Orchestra Tax Relief: OTR)

- 質が良いオーケストラ・コンサートを興行している企業
- オーケストラ、アンサンブル、グループまたはバンドによる公演
- 12人以上の楽器演奏者による構成であること
- 全ての、または主要楽器が電気楽器でないこと
- 興行（演奏会）を目的としていること
- 観客または教育目的で演奏されること
- 総経費の25%以上を EEA 域内で支出していること
- カルチュラルテストは不要

8. 博物館・美術館またはギャラリー等による公開展示 (Museums and Galleries Exhibition Tax Relief : MGETR)

適格な展示を行っている適格な企業・団体のみが対象となる。

① 適格な展示とは：

- 科学的、歴史的、芸術的、文化的だとみなされる物・作品が展示対象となっていること
- 展示物対象はコレクションでも、単一の品であってもよい
- 入場料を課す必要はない
- カルチュラルテストは不要

- 総経費の 25%以上が EEA 域内で支出されていること。

ただし、以下に該当する場合、対象とはならない

- コンテスト形式のもの。
- 販売を主目的の 1 つとしていること
- 展示物が販売されている場所
- ライブパフォーマンスを含むもの
- 展示品が生きものである場合

② 適格な企業・団体とは

以下の条件のいずれかを満たす企業・団体。

- 博物館・美術館、ギャラリーを運営していること
- チャリティ団体が 100%出資していること
- 博物館・美術館、ギャラリーを運営する地方自治体に 100%出資されていること

対象企業は、会場の制作責任者で、意思決定に積極的に関与し、権利、商品、サービスを直接交渉し、契約し、支払う必要がある

巡回展覧会など、複数の会場を巡って開催される場合、次の要件を満たせば、さらに適格支出の 25%相当額の追加税額控除を受けることができる

- 展覧会が複数の会場で開催される
- 最初の会場に展示されている対象作品の少なくとも 25%は、その後のすべての会場で展示される
- 1 つの会場での展示設備の閉鎖と次の会場での設置の間に 6 カ月以上経過してはならない
- 1 次制作会社は、法人税の対象となる企業・団体でなければならない。1 次制作会社は企画段階から、展覧会が巡業することを意図しなければなら

ない。1次制作会社は、単一の会場での展覧会、または展覧会が巡業であれば少なくとも最初の会場での開催に責任をもち、効果的、創作的、技術的、芸術的な貢献をする企業を指す。

- 2次制作会社は、2件目以降の会場での展示業務を担当するが、1次制作会社ではない企業を指す。複数の2次制作会社が存在しても良い。

【法人税の減免内容】

作品やプログラムの制作費用に対する法人税の減免

FTR、ATR、HTR、CTR、OTR：

以下の小さい方の金額が控除される

英国内における適格支出の100%

適格支出全体の80%

欠損金が生じた場合：適格支出全体の25%相当額の還付

VGTR、TTR：

以下の小さい方の金額が控除される

EEA加盟内における適格支出の100%

適格支出全体の80%

欠損金が生じた場合

VGTR、OTR：適格支出の25%相当額の還付

TTR：（巡業の場合）適格支出の25%相当額の還付

（1カ所の公演の場合）適格支出の20%相当額の還付

MGETR：

以下の小さい方の金額が控除される（ただし、展示会1件につき50万ポンドを上限とする）

EEA加盟国における適格支出の100%

適格支出全体の80%

※この場合の適格支出とは、関連するすべての会場での展示の制作、解体、および閉会時に発生する支出のこと（1次および2次制作会社ともに対象となる）

欠損金が生じた場合

（巡回展示の場合）

適格支出の25%相当額の還付（上限10万ポンド）

（1カ所での展示の場合）

適格支出の20%相当額の還付（上限8万ポンド）

以上